

令和6年度男女共同参画推進市民企画講座実施要領

1 目的

男女共同参画推進市民企画講座（以下「市民企画講座」という。）は、市民の活動及び交流の支援事業として、様々な分野で活動している団体に、講座の企画・運営を経験する機会を提供し、男女共同参画のまちづくりを推進することを目的とする。男女共同参画の推進を目指す企画を募集し、「市民企画講座選考委員会」（以下「選考委員会」という。）での審査を経て実施を決定する。

2 講座事業実施期間

令和6年10月1日～令和7年1月31日

3 講座実施方法

会場（さいたま市男女共同参画推進センター）またはオンラインによる実施

4 応募資格

男女共同参画に資する事業を行っており、次のすべての要件を満たすものとする。

なお、複数の団体により共同で実施することも可能とする。

- (1) 提案事業実施に関し、組織的に対応できる体制を有し、営利を目的としない団体であること。
- (2) 市内を主たる活動地域としていること
- (3) 個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱うことができること
- (4) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第2項に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに暴力団又は暴力団体と密接な関係を有するものでないこと
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としない団体
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない団体
- (7) 特定公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない団体
- (8) 各種法令に違反する行為を行っていないこと

5 対象事業

市民企画講座の対象となる事業は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与するものであること。
- (2) 市民を対象とした事業であること
- (3) 受講料は無料であること
- (4) 会場（さいたま市男女共同参画推進センター）実施もしくはオンラインによる開催であること。
- (5) 政治、宗教、営利を目的としないこと
- (6) 団体への入会勧誘を目的としないこと
- (7) その他、公の秩序又は善良な風俗に反する恐れがあると認められないこと

6 申請方法

市民企画講座を申請しようとする団体は、別に定める市民企画講座募集要項（以下「募集要項」という。）により市民企画講座申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

7 事業選定・決定

本事業の選考は、選考委員会において実施し、結果について当該申請団体に対し速やかに文書により通知する。

8 事業実施

市民企画講座の決定を受けた団体（以下「実施団体」という。）は、市と連携を図りながら円滑な事業の実施に努めなければならない。また、実施団体は事業の実施に関して、市に助言を求めることができる。

9 市が実施する業務

- (1) 公共施設へのチラシの配布・配架、市ホームページ等への講座広報の掲載
- (2) 受講者の予約受付（団体が実施することも可）

10 実施団体が実施する業務

- (1) 講座企画、講師等関係者との各種調整
- (2) チラシの作成、配布（公共施設以外）、講座の広報
- (3) 受講者の予約受付（市が実施することも可）
- (4) 講座当日の受付（会場実施、リアルタイムのオンライン講座の場合）
- (5) 事業の運営（アンケートの実施も含む）
- (6) 補助金の申請及び精算に係る書類の作成

(7) 事業実施報告書の作成

1.1 アンケートの実施

団体は、事業の効果を測定するため、受講者に対してアンケートを実施する。

1.2 事業実施報告

実施団体の代表者は、事業終了後30日以内に市民企画講座実施報告書（様式第3号）、市民企画講座事業経費明細書（⑧付表）及びアンケート集計結果を市長に提出しなければならない。

1.3 事業経費

募集要項に基づき、事業経費として8万円を限度に補助する。補助対象となる事業経費は、市民企画講座経費認定基準（別表）に基づき算出するものとする。

1.4 補助金の支払

実施団体への補助金の支払は概算払とすることができる。概算払とする場合は、補助金交付決定後、補助金総額を実施団体が指定する口座に振込むものとする。

1.5 補助金の申請、請求及び精算

実施団体は、補助金の申請、請求及び精算にあたり、男女共同参画推進事業交付要綱に定める各種書類を作成・提出するものとする。